大会を終えて

金史料協全国大会(香川大会)を終えて

大会企画委員会

1987 (昭和62) 年12月10日、第111回臨時国会において公文書館法が可決成立した(公布は12月15日、施行は翌年6月1日)。戦後史料保存運動に輝かしい1ページを飾るこの日は、一朝一夕にもたらされたものではなく、文字どおり各方面関係者の営々たる奮闘努力の蓄積があった。

本会においても、「文書館法(案)」の策定作業をはじめ、度々の要望・請願や署名活動に全会を挙げて取り組んだ。特に、故岩上二郎初代会長の情熱と惜しみない御尽力により法案成立にまで漕ぎ着けたことは、何時までも記して記憶にとどめるべきであろう。

今回の全国大会は、法成立に至る当時の運動の高まりに思いを致しつつ、そのちょうど10年後にあたる現在の状況を検証しようとしたものである。大会テーマは、会員からのアンケートをもとにして『10年で何が変わったか一公文書館法と史料保存ー』とした。法制定時から指摘された課題がどれだけ克服されたのかを問うとともに、新たに現出している社会状況の変化をとらえる場としたい、との意図からのテーマ設定であった。

研究会の構成は、本会及び史料保存利用運動 全体の課題と今後の活動を検討する全体会と、 地域・機関の取り組みを具体的な事例報告をも とにして考える分科会の二部構成とした。

全体会では、まず組織・法制委員会が、法の 普及状況や役割、以前から提起されている問題 点、さらに社会環境の変化により対応を迫られ ている課題等について、基調となる報告を行っ た。続いて、水口政次氏から都道府県文書管理 規程・文書館条例等の分析を踏まえた報告を、 日露野好章氏から民間に所在する文書・記録の 保存体制の実態とその確立に向けた努力について大学記録を例とした報告をいただいた。その後の協議では、組織・法制委員会への質疑(特に情報公開関係)に多くの時間が割かれることとなったが、研究会の根幹となる報告内容の性格上、また今日的関心事を考えるとある程度やむを得なかったかと思う。

大会最終日の分科会では、金原祐樹氏から徳島県立文書館における公文書の収集保存について、二宮正博氏から公文書館法施行後に開館した福岡市総合図書館の現状について、それぞれ報告をいただいた。全体会の延長として、協議を深化させるための分科会をイメージされた参加者の方には違和感を覚えさせた構成であったかもしれない。本委員会とすると、地域や設置の主体・背景の相違の中で、それぞれ公文書館法がどのように生かされているかを具体的に考察するための企画であった。その旨、会員の皆様方に御理解いただきたい。

今大会においては、あえて全体総括的な場面を設定せず、いわば言いっぱなし・やりっぱなしのまま閉会としたために消化不良の感を拭いきれないが、テーマの重要性に鑑み、是非職場にお持ち帰りいただき、現場で問い続けることを希望したい。公文書館法により、公文書等の歴史資料としての価値が条文に盛り込まれ、さらに国及び地方公共団体に対して、それらの保存・利用に関する責務が課された。以降、史料保存機関はその拠って立つ基盤を与えられ、そこに働く人たちは大きな精神的支柱を得た。また、最近では群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会(略称:群文協)設立に効果があったとなど、公文書館法は一定の役割を担ったといえる。しかし、法の精神を浸潤させ、真に史

料保存利用を市民のものとするためには、何と してももうひとがんばりの奮闘努力が望まれ る。何が足りなくて、何が必要なのか、求めら れるのは「現場からの発想」であろう。

最後に、開催県事務局として一方ならぬお力 げたい。

添えをいただいた香川県立文書館の皆様方、御 多忙中にもかかわらず快く貴重な時間を割いて いただいた報告者の方々、その他大会運営に御 協力いただいた関係各位に、改めてお礼申し上 げたい。